

国の責任による35人以下学級の推進及び教育予算の増額を求める意見書

文部科学省は、平成24年9月に、25年度から5年間で中学校3年生まで35人以下学級の実現等を内容とする「子どもと正面から向き合うための新たな教職員定数改善計画案」を策定した。しかし、政府は25年度からの実施を見送っている。

すべての子どもにゆきとどいた教育を実現するために、少人数学級の実現は欠かすことができない。少人数学級は、生徒一人ひとりの個性に応じたきめ細かい指導が可能になることから、山積する教育課題の解決や、教職員の負担軽減を図る上で効果的である。長野県では25年度30人規模学級（35人以下学級）を中学校3年生まで拡大し、これで小・中学校全学年において35人以下学級が実施されることとなった。しかし、23年に改正された義務標準法では、小学校1年生までは35人以下学級であるが、小学校2年生以降は40人学級のままであるため、必要な専科教員が配置されなかったり、少人数学級実施のための教員増は臨時的任用教員の配置によって対応することから、学校現場に臨任の教員が大幅に増えている状況にある。

少人数学級の推進は、我が国の義務教育水準の維持向上を図る上で重要であり、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実施すべきである。

そのためにも、世界的に国内総生産（GDP）比で大変低い水準にある教育費を経済協力開発機構（OECD）の平均に引き上げることが必要であり、豊かな教育を進めるため、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 国の責任において35人以下学級を押し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。
- 2 必要な教育条件整備を進めるために、教育予算の大幅増額を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月24日

長野県飯田市議会議長 林 幸次

提出先 内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣